

## 酒田市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

### 1 目的

ふるさと納税制度の推進を図るとともに、酒田市の特産物等のPR、販売促進と地元産業の活性化に寄与することを目的として、酒田市へのふるさと納税者に対し贈呈するお礼の品（以下「返礼品」という）の募集を行うものです。

### 2 募集要件

#### (1) 返礼品提供事業者について

返礼品提供事業者は次の要件を全て満たす必要があります。

- (ア) 各種法規等に沿った生産・製造・販売・サービスを行っていること。
- (イ) 酒田市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場がある法人・団体または個人事業者であること。（※ただし、酒田市が契約するポータルサイトの運営事業者が返礼品を提供する場合など、酒田市が必要と認める場合は、上記によらず別途協議により決定する。）
- (ウ) 代表者及び従業員等は、「暴力団による不当な行為の防止等に関する法律」に掲げる暴力団等の構成員等ではないこと。
- (エ) 申込時に、市税等の滞納がないこと。

#### (2) 返礼品について

返礼品は次の要件を全て満たす必要があります。

- (ア) 平成31年4月1日付総務省告示第179号第5条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）に適合するものであること。
- (イ) 自ら生産・製造したものの以外の場合は、酒田市のふるさと納税返礼品とすることについて事前に生産者・製造者の同意を得ていること。
- (ウ) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節商材等、期間や数量を明示して供給可能な場合を除く。
- (エ) 食料品については、寄附者に返礼品が到着後、一定期間（概ね7日間以上）の賞味期限が保証されていること。ただし、生鮮食料品についてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うなどして、鮮度を保ったまま適切に寄附者に届くものであること。
- (オ) 宿泊施設・サービス利用権等については、酒田市内で提供されるものに限る。また利用期限のあるものについては、原則として発行日から6カ月以上利用可能なものであること。ただし、日時をあらかじめ指定するものはこの限りではない。
- (カ) キャラクター等を使用する場合には、返礼品提供事業者以外の第三者が著作権等の権利を有する場合には、権利者の許諾を得ていること。
- (キ) 商品情報（使用原材料等）の開示が可能であるとともに、酒田市ふるさと納税ポータルサイト等への掲載のため、返礼品に関する情報（返礼品の商品名・説明文・画像データ・返礼品提供事業者名・サンプル等）を提供可能であること。

#### (3) 返礼品の価格及び寄附額の設定

- (ア) 返礼品の価格には、「商品代・サービス代」、「荷造り・箱・梱包代」、「消費税」等のすべてを含む価格とする。
- (イ) 寄附金額は、返礼品割合が3割以内に収まるよう酒田市が決定する。

※冷蔵品、冷凍品及び定期便については、送料分を寄附額に加算する場合がある。

#### (4) 費用負担

- (ア) 返礼品の商品代金及び送料は、酒田市が負担します。
- (イ) 寄附者からの商品の品質等の苦情等により商品の回収及び再配送を行った場合の費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、配送業者の瑕疵による場合にはこの限りではありません。

### 3 返礼品提供事業者のメリット

- (1) 酒田市が契約するふるさと納税ポータルサイトに、返礼品の画像、商品名、事業者名などの情報を掲載します。
- (2) 返礼品発送時に、自社商品のカタログやチラシ等を同梱しPRすることができます。
- (3) 返礼品提供事業者は、酒田市ふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のPRに活用することができます。

### 4 返礼品発送管理委託業者

効率的な運営、安心安全に配慮した返礼品の手配、寄附者データの適正管理、苦情対応等に万全を期すため、返礼品の発送管理を次の事業者に委託しています。

| ポータルサイト         | 発送管理委託業者  |
|-----------------|---|
| 楽天ふるさと納税        | 株式会社 平野新聞舗<br>〒998-0032 酒田市相生町 2-3-25<br>TEL：0234-21-2120 FAX：0234-21-2123              |
| ふるさとチョイス        |   |
| ANAのふるさと納税      |   |
| ふるぽ             |   |
| ふるなび            |   |
| au PAY ふるさと納税   |   |
| JRE MALL ふるさと納税 | 株式会社 さとふる<br>〒104-0031 東京都中央区京橋 2-2-1 京橋エドグラン 13 階<br>TEL：03-6262-7415 FAX：03-6262-6146 |
| さとふる            |   |

### 5 申込方法

「酒田市ふるさと納税返礼品登録申込書（誓約書兼同意書）」、「酒田市ふるさと納税返礼品登録シート」「楽天商品ジャンルシート」「事業者情報入力用フォーマット（任意）」「返礼品等の写真（3枚以上）」を添えて、「11 申込み・問合せ先」まで持参または郵送、メールにて提出してください。書類等の受理後に、酒田市から打合せ日程調整の連絡をいたします。

申込関係書類は酒田市ホームページからダウンロードできます。ご不明な場合はご連絡ください。

### 6 個人情報の保護

- (1) 返礼品提供事業者は、業務を履行するにあたり、個人情報の取扱いについては、酒田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月12日条例第30号）その他情報保護に係る関係法令を遵守すること。
- (2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できない。

## 7 返礼品等を強調した宣伝広告の禁止

返礼品提供事業者は、返礼品の宣伝広告において、返礼品を強調した寄附者を誘引するための宣伝広告を行わないこと。(新聞やテレビ、インターネット等の各種広告媒体に返礼品を強調して掲載している場合や、返礼品の情報が大部分を占めるパンフレットを作成し、不特定多数の人に配布する場合は該当します)

## 8 食品表示に係る関係法令の遵守

- (1) 返礼品提供事業者は、食品返礼品の産地名を適正に表示すること。
- (2) 酒田市が必要と認めるときは、返礼品提供事業者に対し調査(実地調査を含む。)を行うことができる。酒田市から調査の要請があった場合は、返礼品提供事業者は当該調査に応じなければならない。
- (3) 返礼品提供事業者は地場産品基準等において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をしなければならない。
- (4) 返礼品提供事業者が食品返礼品の産地名の不適切な表示を行った場合、酒田市は取引中止等の対応をとるものとする。これによって発生した違約金、損害賠償に係る費用は事業者の負担とする。

## 9 返礼品登録の解除

次の場合は、返礼品の登録を解除し、取扱いを停止します。

- (1) 返礼品提供事業者が、酒田市に登録解除を申し出たとき。
- (2) 返礼品提供事業者が又は返礼品が「2 募集要件」に規定する事項を満たさなくなったとき。
- (3) 国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱いの変更等により、返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。
- (4) 返礼品の生産、製造もしくは販売が廃止され、または中止されたとき。
- (5) 登録内容に虚偽があったとき。
- (6) 酒田市又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。
- (7) その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障をきたす行為があったとき。

## 10 その他留意事項

- (1) 返礼品登録の可否については、申込書の内容等を総合的に判断したうえで、掲載サイトを含めて酒田市が決定する。
- (2) 返礼品は、寄附申込時に寄附者から選択された場合に提供いただく。寄附者から選択されない場合もあるため、あらかじめご了承ください。
- (3) 登録された返礼品を変更・削除する場合は、事前に酒田市までご相談ください。
- (4) 返礼品の品質等に関する苦情等があった場合は、返礼品提供事業者の責において、解決に向けて真摯に対応してください。
- (5) この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、酒田市との協議によるものとします。

## 1.1 申込み・問合せ先

酒田市地域創生部交流観光課 ふるさと納税係

〒998-0044 酒田市中町1丁目4-10 中町庁舎3階

TEL：0234-26-5736 FAX：0234-28-8711 Mail：furusato@city.sakata.lg.jp

### (参考)【地場産品基準】

- 1 本市内において生産されたものであること。
- 2 本市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 本市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3イ（熟成肉）山形県内において生産された食肉を原材料として、本市内において熟成したものの。
- 3イ（精米）山形県内において生産された玄米を原材料として、本市内において精白したものの。
- 3ロ（企画立案）本市において製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程が行なわれており、当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が本市内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4 返礼品等を提供する本市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5 本市の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7 本市内において提供される役務その他これに準ずるもの（宿泊（飲食を伴うものを含む。）の提供に係る役務を除く。）であって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2（宿泊）本市内に所在する宿泊施設であって、山形県内においてのみ宿泊施設の運営を行う者が運営するもの（フランチャイズチェーン等の方式により、山形県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものを除く。）における宿泊の提供に係る役務であること。

- 7号の3イ（五万円以下の宿泊）本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、当該役務の調達に要する費用の額が一夜につき一人当たり五万円を超えないもの
- 7号の3ロ（特定非常災害時の宿泊）本市内に所在する宿泊施設における宿泊の提供に係る役務であって、前号に該当しないもののうち、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定された非常災害に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された同法第2条第1項に規定する災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの
- 7の4（電気）本市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8イ 本市が近隣の他の市町と共同でこれらの市町の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
- 8ロ 山形県が山形県内の複数の市町村と連携し、当該連携する市町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを山形県及び当該市町村の共通の返礼品等とするもの
- 8ハ 山形県が山形県内の複数の市町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市町村を認定し、当該物品を当該市町村がそれぞれ返礼品等とするもの
- 9 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。
- 99 前各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものであること。（告示第5条柱書き）（例：〇〇pay 商品券、△△Pay）
- セット 前各号のいずれかに該当する返礼品等同士を組み合わせた返礼品であること。